

(環境委員会)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一九号)(衆

議院送付)要旨

本法律案は、海洋における廃棄物の処理に関する規制の一層の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、船舶からの海洋への排出が認められる廃棄物の海洋投入処分を許可に係らしめる等の措置を講ずるとともに、廃棄物の海域における焼却の規制を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、船舶又は海洋施設から廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならないこととする。
- 二、船舶又は海洋施設から廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶又は海洋施設への積込み前に、海上保安庁長官の確認を受けなければならないこととする。
- 三、何人も、船舶又は海洋施設において、船舶又は海洋施設において発生する油等以外の油等の焼却をしてはならないこととする。

四、環境大臣の許可を受けてする海洋施設の廃棄等を除き、船舶等を海洋に捨ててはならないこととする。

五、環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、廃棄物の海洋投入処分及び海洋施設の廃棄に関し、

報告を求め、立入検査を行うことができることとする。

六、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。